

平成30年号外第2号 平成30年2月20日

 北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監 査 公 表

住民監査請求監査

北九州市職員措置請求について……………（監査公表第11号）

北九州市監査委員

北九州市監査公表第11号

平成30年 2月16日

北九州市監査委員 江 本 均
同 廣 瀬 隆 明

平成29年12月22日付で地方自治法第242条第1項により提出された北九州市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

目 次

	頁
第 1 監査請求の内容	1
1 請求人	1
2 請求書の提出日	1
3 請求の内容	1
第 2 監査委員の除斥	2 0
第 3 要件審査	2 0
第 4 監査請求の受理	2 0
第 5 政務活動費制度の概要	2 0
1 政務活動費制度の経緯、現状等	2 0
2 政務活動費の関連法令等	2 2
第 6 監査の実施	2 5
1 監査対象事項	2 5
2 監査対象部局	2 5
3 監査の方法	2 5
4 請求人の証拠の提出及び陳述	2 6
5 市議会事務局から提出された書類の審査及び関係職員 の陳述の聴取	2 7
6 関係人調査	2 9
第 7 監査の結果	3 1
1 基本的な考え方	3 1
2 監査委員の判断	3 2
3 結論	3 8
第 8 監査委員の意見	3 8
別紙 1 請求人の主張に対する説明・意見等	3 9

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求の内容

1 請求人 (略)

2 請求書の提出日 平成29年12月22日

3 請求の内容

(「北九州市職員措置請求書」の原文のまま掲載)

第1 違法性・不当性ある各会派の平成28年度政務活動費の支出

1 自動車リース料への政務活動費の支出について

(1) 自動車リース料への支出はそもそも違法である

北九州市議会の政務活動費使途基準の運用マニュアル(以下、単に「マニュアル」という)には、自動車リース料についての記載がなく、事実上の運用として自動車リース料への政務活動費の支出が行われている。

しかしながら、自動車リース料への政務調査費の支出については、平成27年12月24日付名古屋高等裁判所判決(平成26年(行コ)第11号、甲1)により、「自動車リース料が一般的に法の定める『議員の調査研究に資するため必要な経費』に該当するとは認め難いから、これらの支出のうちから概括的に一定割合を法の定める『議員の調査研究に資するため必要な経費』に該当するものとして政務調査費をもって充てることは許されず、これらに政務調査費を充てるには、個別具体的な調査研究の内容と支出との関連性を明らかにし、その両者の関係から必要な支出と認められることが必要である」とされている(なお、本判決は、平成28年12月15日最高裁判決により確定している)。

よって、本市においても自動車リース料へ政務活動費を支出する場合には、個別具体的な調査研究の内容と支出との関連性が明らかにされる必要がある。しかし、そのような関連性は明らかにされていない。

したがって、平成28年度の政務活動費の支出のうち、別紙1記載の14名の議員が支出した自動車リース料合計488万4231円はすべて違法な支出である。

(2) 自動車リース料の上限について

原則論は(1)で述べたとおりであるが、仮に、個別具体的な調査研究の内容

と平成28年度の自動車リース料に関する政務活動費の支出との関連性が明らかとされ、自動車リース料への政務活動費の支出が認められるとしても、その支出に関しては、当然に上限が存在する。

すなわち、マニュアル3頁の交通費に関する部分には「なお、運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」という記載があり、自動車リース料への支出にも当然に適用される定めである。

例えば、政務活動に使用する自動車がベンツのような外国製高級車である必要はなく、このような場合には、「運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」というマニュアルに違反し、ベンツを利用して移動した先で個別具体的な調査研究を行っていたとしても、平均的な自動車での移動費用を超える部分が違法支出となることは明らかである。

そして、自動車リース料の上限を律する具体的な基準としては、福島県議会の「政務活動費の手引き」(甲2)17頁を参考として、年間リース料のうち政務活動費で充てることができる上限を年間25万円(消費税込27万円)とすることが適切である。北九州市議においてもC議員がリース車両としてハイゼットという軽自動車を選択し、リース料金を年額25万円(消費税込27万円)の範囲内に抑えている(甲3の12)。また、車種は不明ながらD議員やE議員も年額25万円(消費税込27万円)の範囲内にリース料を抑えている(甲3の13~14)。

よって、年額25万円の範囲でも政務活動を行うことは十分に可能であり、以下の9名の議員が支出する自動車リース料のうち25万円(消費税込27万円)を超える部分である142万5400円は明らかに違法支出である。

① F議員(プリウスα)

リース総額	357万6960円(60ヶ月)
平成28年度のリース料支出額	35万7695円
消費税込27万円を超える額	8万7695円

② G議員(ヴェルファイヤ4WD ハイブリッド)

リース総額	359万3520円(48ヶ月)
平成28年度のリース料支出額	56万3096円
消費税込27万円を超える額	29万3096円

特記事項 G議員の利用している車は7人乗りの4WD車である。政務活動のための移動で4WD車を利用する必要性はない(仮に、4WD車が必要となる辺境地に行くことがあっても、常時リースする必要性はない)。また、7人乗りである点も、明らかに「最も経済的な…方法」から逸脱している。

③ H議員(レガシィ)

リース総額	280万5840円 (59ヶ月)
平成28年度のリース料支出額	31万2747円
消費税込27万円を超える額	4万2747円
④ I議員 (車種不明)	
リース総額	286万0704円 (36ヶ月)
平成28年度のリース料支出額	54万4712円
消費税込27万円を超える額	27万4712円
⑤ J議員 (車種不明)	
リース総額	236万9258円 (35ヶ月)
平成28年度のリース料支出額	48万4030円
消費税込27万円を超える額	21万4030円
⑥ K議員 (車種不明)	
リース総額	不明
平成28年度のリース料支出額	48万9600円
消費税込27万円を超える額	21万9600円
⑦ L議員 (車種不明)	
リース総額	不明
平成28年度のリース料支出額	49万4400円
消費税込27万円を超える額	22万4400円
⑧ M議員 (車種不明)	
リース総額	不明
平成28年度のリース料支出額	30万6720円
消費税込27万円を超える額	3万6720円
⑨ N議員 (スペーシア)	
リース総額	226万8000円 (60ヶ月)
平成28年度のリース料支出額	30万2400円
消費税込27万円を超える額	3万2400円

(3) リース契約終了後に自動車所有権を取得しないことが未確認である

甲2号証の福島県議会の「政務活動費の手引き」17頁においては、自動車「リース契約終了後に自動車所有権を取得しないことが必要である」と明記されている。これは、北九州市議会のマニュアルにおいても禁止されている「私的な資産形成につながる経費」への支出を禁止する規定であり、北九州市議会においても当然に妥当する。

しかしながら、北九州市議会では、市民に公開されている政務活動費の領収書とその添付書類からはリース契約終了後に自動車所有権を取得しない

契約となっているかどうかは明らかではない。

よって、監査委員においては、この点を確認し、仮にリース契約終了後に自動車所有権を取得する契約となっていれば、そのような契約に基づくリース料金として支出された政務活動費は、違法支出として全額を返還させるべきである。

2 ガソリン代への政務活動費の支出について

(1) ガソリン代の上限について

マニュアルにおいて、車の燃料代については「実費（政務活動で使用した分に限り）を支出する」と定められている。そして、車の燃料代についても「運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」というマニュアルの記載は当然に該当する。

よって、レギュラーガソリン車を利用することができるにもかかわらず、ハイオクガソリン車を利用することは「最も経済的な…方法」から逸脱し、その燃料代支出は違法となる。

(2) ○議員の違法な燃料代支出（甲4，別紙2）

ア ハイオクガソリン代について違法

○議員は、2台の自動車を政務活動に利用して、それぞれの燃料代の1/3を政務活動費から支出している。そして、そのうち1台の車はいわゆるハイオク車であり、もう1台の車はいわゆるレギュラー車である。すなわち、○議員はレギュラー車を利用することができるにもかかわらず、ハイオク車を利用しており、マニュアルの「最も経済的な…方法」とすべきという原則に違反している。よって、○議員が政務活動費から支出したハイオクガソリン代については4万8390円全額が違法支出となる。

イ 補助職員（政務調査員）の燃料代についての違法

また、○議員は、2名の政務調査員が利用した車の燃料代の1/3を政務活動費から支出している。しかし、マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限ることとします」と規定されている。○議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独で出張している（議員と一緒に出張であれば、議員の車に同乗するはずであり、別個に燃料代を支出している以上、単独出張のはずである。仮に、議員と補助職員が別々の車を利用して一緒に出張しているのであれば、別々の車を利用する合理的理由がなければ、補助職員の燃料代への政務活動費の支出はやはり違法となる）。このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白であり、○議員の補助職員の燃料代については、政務調査員Aについての支出4万3319円と、政務調査員Bについての支出2万8524円の全額が違法支出となる。

さらには、〇議員は平成28年度のほとんどの期間において、人件費としては1名分しか政務活動費から支出していない。にもかかわらず、〇議員は、同年度の全期間を通じて政務調査員Aの使用車の燃料代と、政務調査員Bの使用車の燃料代を政務活動費から支出している。1名しか補助職員を雇っていないにもかかわらず、2名分の燃料代を支出することは明らかに違法である。

(3) P議員の違法な燃料代支出（甲5，別紙3）

P議員は、2台の自動車を保有しながら、そのうちいわゆるハイオク車を議員としての活動に利用して、そのガソリン代の2/3に政務活動費を支出している。このガソリン代支出は、マニュアルの「最も経済的な…方法」とすべきという原則に違反している。よって、P議員が政務活動費から支出したハイオクガソリン代については8万0509円全額が違法支出となる。

(4) Q議員の違法な燃料代支出（甲6，別紙4）

ア 領収書に給油日，レギュラー・ハイオクの種別，給油量の記載がない

Q議員提出の政務活動費領収書等の写しの添付用紙には、領収書が添付されているが、その領収書には、レギュラー・ハイオクの種別も給油量の記載も存在しない。通常、ガソリンの給油においては日付，レギュラー・ハイオクの種別，給油量，及び、金額がレシートに機械的に記載されるはずであり、わざわざ手書きの領収書を作成する必要性はない。市民感覚では、わざわざ手間のかかる手書きの領収書を作成すること自体が不自然である。具体的な給油の日付や、レギュラー・ハイオクの種別，給油量を市民から隠しているのではないかとの疑いを抱かれて当然である。また、給油量の記載がなければ何リットルの給油に対する代金支払いなのかも不明であり、給油量の記載の無い領収書は領収書としても不十分である。

しかも、Q議員は11月分と1月分の補助職員のガソリン代と、12月分と1月分の議員本人のガソリン代について、領収書記載の金額の一部のみを対象として按分率をかけて政務活動費支出額を算出している。しかし、なぜ領収書記載の全額ではなく一部のみを対象としているのか何ら理由が記載されていない。これでは領収書が、政務活動費支出額の正当性を証する資料として意味をなさない。

以上の次第であり、Q議員はガソリン代について、政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出しておらず、正当な政務活動費の支出であると認めることはできない。よって、Q議員の支出したガソリン代は18万1120円全額が違法である。

イ 補助職員の利用した車に対するガソリン代への違法支出

Q議員は、補助職員が利用した車の燃料代の2/3を政務活動費から支

出している。しかし、マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限ることとします」と規定されている。Q議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独で出張しているところ（議員と一緒に出張であれば、議員の車に同乗するはずであり、別個に燃料代を支出している以上、単独出張のはずである。仮に、議員と補助職員が別々の車を利用して一緒に出張しているのであれば、別々の車を利用する合理的理由がなければ、補助職員の燃料代への政務活動費の支出はやはり違法となる）、このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白であり、Q議員が支出した補助職員の燃料代3万1820円は、この点からも違法支出である。

また、Q議員は補助職員が利用した車の燃料代の2/3を政務活動費から支出しているが、2/3という按分割合は私的活動に利用する自動車を別に保有している場合に認められる按分割合である。しかし、補助職員が私的活動に利用する自動車を別に保有しているという記載はどこにも無い。

さらには、市議会議員でない補助職員が、政務調査活動、その他の議員活動、及び、それら以外の活動のみに利用する自動車を、私的活動に利用する自動車と別に保有することなどあり得ない。仮にそのような極めて珍しい事態が事実であるなら、具体的な事情を市民に明らかにすべきであるにもかかわらず、Q議員は事情を秘匿している。

この点からも、Q議員のこの支出は違法である。

(5) I議員の違法な燃料代支出（甲8，別紙5）

I議員は、補助職員が利用した2台の車の燃料代の1/3を政務活動費から支出している。しかし、マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限ることとします」と規定されている。I議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独で出張しているところ（議員と一緒に出張であれば、議員の車に同乗するはずであり、別個に燃料代を支出している以上、単独出張のはずである。仮に、議員と補助職員が別々の車を利用して一緒に出張しているのであれば、別々の車を利用する合理的理由がなければ、補助職員の燃料代への政務活動費の支出はやはり違法となる）、このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白である。

しかも、I議員と補助職員が利用した給油量は極めて多い。ガソリン1リットルあたりの走行距離を10kmとして計算すると、I議員自身が政務調査活動とその他の議員活動として走行した距離は1万2422.2km（按分率3分の2）に及び、補助職員でも4231.5km（按分率3分の1）にも及ぶ。両方を合計すると1万6653.7kmとなる。シルクロード（西安から

ローマまで)の距離が1万5000kmと言われているが、これだけの長距離出張を車で行う必要性などあり得ない。

福岡県縦断(門司区役所から大牟田市役所まで)の走行距離をGoogleマップで調べたところ約150kmとなったが、補助職員の走行距離4231.5kmだけで福岡県縦断を14往復した距離に相当する。このような補助職員の単独出張に合理的理由などあり得ない。

以上の次第であり、I議員が政務活動費から支出した補助職員使用2台分の燃料代5万4390円は全額が違法支出である。

第2 北九州市の損害

北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第7条によると、その年度において政務活動費に残余があるときは、市に返還されることとなっている。

第1項でのべたような違法不当な政務活動費の支出により、本来、市に返還されるべき政務活動費の残余额が、別紙6のとおり532万0483円減少しており、同額の損害が市に発生している。

よって、監査委員は、前述の支出について、違法・不当な点がないか監査を行うべきである。そして、監査により違法不当な点が明らかとなった場合は、北九州市長に対して、違法・不当な支出の全額の返還を会派に命ぜよとの勧告を行うべきである。

なお、仙台高等裁判所の平成19年4月26日第2民事部判決(平成18年(行コ)第20号,甲7)は「議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである」と判示している。監査委員においては、この判決の趣旨に則って監査を行うべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

事実を証する書面

本文中で指摘している以下の甲号証

- 甲1号証 名古屋高等裁判所 平成27年12月24日付判決
(平成26年(行コ)第11号愛知県議会議員政務調査費住民訴訟控訴事件)
- 甲2号証 福島県議会 「政務活動費の手引き」
- 甲3号証の1 F議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の2 G議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の3 H議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の4 R議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の5 I議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の6 J議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の7 K議員の政務調査費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の8 L議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の9 M議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の10 N議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の11 S議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の12 C議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の13 D議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲3号証の14 E議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲4号証 O議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲5号証 P議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲6号証 Q議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲7号証 仙台高等裁判所 平成19年4月26日第2民事部判決
(平成18年(行コ)第20号政務調査費返還履行請求控訴事件)
- 甲8号証 I議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙

以上

1	名前	F議員(T会派)			
	車種	プリウスα			
	リース会社	オリックス自動車株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	59,616	2/3	39,744	
	5月分	59,616	2/3	39,744	
	6月分	59,616	2/3	39,744	
	7月分	59,616	2/3	39,744	
	8月分	59,616	2/3	39,744	
	9月分	59,616	2/3	39,744	
	10月分	59,616	1/3	19,872	
	11月分	59,616	1/3	19,872	
	12月分	59,616	1/3	19,872	
	1月分	59,616	1/3	19,872	
	2月分	19,162	1/3	6,387	2/1~2/9
	2月分	40,453	1/3	13,484	2/10~2/28
	3月分	59,616	1/3	19,872	
	合計	715,391		357,695	
		27万円を超える額		87,695	

2	名前	G議員(T会派)			
	車種	ヴェルファイア4WD ハイブリッド			
	リース会社	オリックス自動車株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	149,730	2/3	99,820	
	5月分				
	6月分	74,865	2/3	49,910	
	7月分	149,730	2/3	99,820	
	8月分				
	9月分	74,865	2/3	49,910	
	10月分	149,730	2/3	99,820	
	11月分				
	12月分	74,865	1/2	37,432	
	1月分	53,130	1/2	26,565	1/20~1/28を除く
	2月分	24,063	2/3	16,042	2/1~2/9
	2月分	50,801	2/3	33,867	2/10~2/28
	3月分	74,865	2/3	49,910	
	合計	876,644		563,096	
		27万円を超える額		293,096	

3	名前	H議員(T会派)			
	車種	レガシイ			
	リース会社	GARAGE L. A. C			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	46,740	2/3	31,160	
	5月分		2/3		
	6月分	46,764	2/3	31,176	
	7月分	46,764	2/3	31,176	
	8月分	46,764	2/3	31,176	
	9月分	46,764	2/3	31,176	
	10月分	46,764	2/3	31,176	
	11月分	46,764	1/2	23,382	
	12月分	46,764	1/2	23,382	
	1月分	33,187	1/2	16,593	1/20~1/28を除く
	2月分	15,031	2/3	10,020	2/1~2/9
	2月分	31,732	2/3	21,154	2/10~2/28
	3月分	46,764	2/3	31,176	
	合計	500,802		312,747	
		27万円を超える額		42,747	

4	名前	R議員(T会派)			
	車種	アテンザワゴン			
	リース会社	住友三井オートサービス株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	68,040	1/3	22,680	
	5月分	68,040	1/3	22,680	
	6月分	68,040	1/3	22,680	
	7月分	68,040	1/3	22,680	
	8月分	68,040	1/3	22,680	
	9月分	68,040	1/3	22,680	
	10月分	68,040	1/3	22,680	
	11月分	68,040	1/3	22,680	
	12月分	68,040	1/3	22,680	
	1月分	48,286	1/3	16,095	1/20~1/28を除く
	2月分	21,870	1/3	7,290	2/1~2/9
	2月分	46,170	1/3	15,390	2/10~2/28
	3月分	68,040	1/3	22,680	
	合計	796,726		265,575	
		27万円を超える額			

5	名前	I 議員(T会派)			
	車種	不明			
	リース会社	トヨタカーラ博多株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	79,464	2/3	52,976	
	5月分		2/3		
	6月分	79,464	2/3	52,976	
	7月分	79,464	2/3	52,976	
	8月分	79,464	2/3	52,976	
	9月分	79,464	2/3	52,976	
	10月分	79,464	2/3	52,976	
	11月分	79,464	2/3	52,976	
	12月分	79,464	1/2	39,732	
	1月分	56,393	1/2	28,196	1/20~1/28を除く
	2月分	25,542	2/3	17,028	2/1~2/9
	2月分	53,922	2/3	35,948	2/10~2/28
	3月分	79,464	2/3	52,976	
	合計	851,033		544,712	
		27万円を超える額		274,712	

6	名前	J議員(T会派)			
	車種	不明			
	リース会社	トヨタカーラ福岡株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	65,812	2/3	43,874	
	5月分	65,812	2/3	43,874	
	6月分	65,812	2/3	43,874	
	7月分	65,812	2/3	43,874	
	8月分	65,812	2/3	43,874	
	9月分	65,812	2/3	43,874	
	10月分	65,812	2/3	43,874	
	11月分	65,812	1/2	32,906	
	12月分	65,812	1/2	32,906	
	1月分	46,705	1/2	23,352	1/20~1/28を除く
	2月分	21,153	2/3	14,102	2/1~2/9
	2月分	44,658	2/3	29,772	2/10~2/28
	3月分	65,812	2/3	43,874	
	合計	770,636		484,030	
		27万円を超える額		214,030	

7	名前	K議員(U会派)			
	車種	不明			
	リース会社	住友三井オートサービス株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	122,400	2/3	81,600	
	5月分				
	6月分	61,200	2/3	40,800	
	7月分	61,200	2/3	40,800	
	8月分	61,200	2/3	40,800	
	9月分	61,200	2/3	40,800	
	10月分	61,200	2/3	40,800	
	11月分	61,200	2/3	40,800	
	12月分	61,200	2/3	40,800	
	1月分	61,200	2/3	40,800	
	2月分	61,200		13,114	2/1~2/9
				27,686	2/10~2/28
	3月分	61,200	2/3	40,800	
	合計	734,400		489,600	
		27万円を超える額		219,600	

8	名前	L議員(U会派)			
	車種	不明			
	リース会社	住友三井オートサービス株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	61,800	2/3	41,200	
	5月分	61,800	2/3	41,200	
	6月分	61,800	2/3	41,200	
	7月分	61,800	2/3	41,200	
	8月分	61,800	2/3	41,200	
	9月分	61,800	2/3	41,200	
	10月分	61,800	2/3	41,200	
	11月分	61,800	2/3	41,200	
	12月分	61,800	2/3	41,200	
	1月分	61,800	2/3	41,200	
	2月分	61,800		13,242	2/1~2/9
				27,958	2/10~2/28
	3月分	61,800	2/3	41,200	
	合計	741,600		494,400	
		27万円を超える額		224,400	

9	名前	M議員(U会派)			
	車種	不明			
	リース会社	オリコ			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	115,020	2/3	76,680	
	5月分				
	6月分				
	7月分	38,340	2/3	25,560	
	8月分	38,340	2/3	25,560	
	9月分	38,340	2/3	25,560	
	10月分	38,340	2/3	25,560	
	11月分	38,340	2/3	25,560	
	12月分	38,340	2/3	25,560	
	1月分	38,340	2/3	25,560	
	2月分	38,340	2/3	8,215	
				17,345	
	3月分	38,340	2/3	25,560	
	合計	460,080		306,720	
		27万円を超える額		36,720	

10	名前	N議員(V会派)			
	車種	スペース(軽自動車)			
	リース会社	住友三井オートサービス株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	37,800	2/3	25,200	
	5月分	37,800	2/3	25,200	
	6月分	37,800	2/3	25,200	
	7月分	37,800	2/3	25,200	
	8月分	37,800	2/3	25,200	
	9月分	37,800	2/3	25,200	
	10月分	37,800	2/3	25,200	
	11月分	37,800	2/3	25,200	
	12月分	37,800	2/3	25,200	
	1月分	37,800	2/3	25,200	
	2月分	37,800	2/3	25,200	
	3月分	37,800	2/3	25,200	
	合計	453,600		302,400	
		27万円を超える額		32,400	

11	名前	S(V会派)			
	車種	アクセラスポーツ			
	リース会社	住友三井オートサービス株式会社			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	62,532	1/3	20,844	
	5月分	62,532	1/3	20,844	
	6月分	62,532	1/3	20,844	
	7月分	62,532	1/3	20,844	
	8月分	62,532	1/3	20,844	
	9月分	62,532	1/3	20,844	
	10月分	62,532	1/3	20,844	
	11月分	62,532	1/3	20,844	
	12月分	62,532	1/3	20,844	
	1月分	62,532	1/3	20,844	
	2月分	20,100	1/3	6,700	2/1~2/9
	2月分	42,432	1/3	14,144	2/10~2/28
	3月分	62,532	1/3	20,844	
	合計	750,384		250,128	
		27万円を超える額			

12	名前	C議員(T会派)			
	車種	ハイゼット(12月分よりハイゼットC)			
	リース会社	中間ダイハツ販売整備(12月分より九州自動車リース)			
	日付	金額	按分率	支出額	備考
	4月分	24,624	2/3	16,416	
	5月分	24,624	2/3	16,416	
	6月分	24,624	2/3	16,416	
	7月分	24,624	2/3	16,416	
	8月分	24,624	2/3	16,416	
	9月分	24,624	2/3	16,416	
	10月分				
	11月分				
	12月分				
	1月分	71,589	1/2	35,794	1/20~1/28を除く
	2月分				
	2月分	5,578	2/3	3,718	2/10~2/15
	3月分	28,512	2/3	19,008	
	合計	253,423		157,016	
		27万円を超える額			

13	名前	D議員(U会派)		
	車種	不明		
	リース会社	オリックス自動車		
	日付	金額	按分率	支出額
	4月分		2/3	
	5月分		2/3	
	6月分	62,640	2/3	41,760
	7月分			
	8月分	31,320	2/3	20,880
	9月分	31,320	2/3	20,880
	10月分	31,320	2/3	20,880
	11月分	31,320	2/3	20,880
	12月分	31,320	2/3	20,880
	1月分	31,320	2/3	20,880
	2月分	31,320	2/3	6,711
			2/3	14,169
	3月分	31,320	2/3	20,880
	合計	313,200		208,800
		27万円を超える額		

14	名前	E議員		
	車種	不明		
	リース会社	株式会社オリコオートリース		
	日付	金額	按分率	支出額
	4月分		1/3	
	5月分	40,176	1/3	13,392
	6月分	40,176	1/3	13,392
	7月分	40,176	1/3	13,392
	8月分	40,176	1/3	13,392
	9月分	40,176	1/3	13,392
	10月分	40,176	1/3	13,392
	11月分	40,176	1/3	13,392
	12月分	40,176	1/3	13,392
	1月分	40,176	1/3	13,392
	2月分	40,176	1/3	13,392
	3月分	40,176	1/3	13,392
	合計	441,936		147,312
		27万円を超える額		

14名の総額	4,884,231
--------	-----------

25万円を超える額の総額	1,425,400
--------------	-----------

本人使用A車(ハイオク)				
	日付	金額	按分後の額 按分率1/3	給油量
1	4月16日	8,520	2,840	70.41
2	6月13日	9,009	3,003	68.25
3	7月13日	9,000	3,000	63.83
4	8月8日	7,820	2,606	59.24
5	8月30日	9,030	3,010	68.41
6	9月17日	8,490	2,830	64.32
7	10月10日	10,143	3,381	75.70
8	10月1日	9,999	3,333	75.75
9	11月3日	9,909	3,303	74.50
10	11月12日	9,600	3,200	72.18
11	12月7日	10,320	3,440	75.88
12	1月2日	7,590	2,530	55.40
13	1月24日	7,150	2,383	52.19
14	2月9日	6,000	2,000	43.17
15	2月16日	6,995	2,331	55.60
16	2月26日	8,301	2,767	57.25
17	3月12日	7,300	2,433	52.90
	合計	145,176	48,390	1084.98

本人使用B車				
	日付	金額	按分後の額 按分率1/3	給油量
1	4月5日	3,820	1,273	35.37
2	4月12日	2,800	933	25.45
3	5月25日	2,700	900	23.89
4	7月6日	3,265	1,088	25.31
5	8月24日	3,016	1,005	25.13
6	11月24日	2,940	980	24.10
7	12月9日	3,180	1,060	24.65
	合計	21,721	7,239	183.90

政務調査員A使用車				
	日付	金額	按分後の額 按分率1/3	給油量
1	4月3日	4,260	1,420	42.18
2	4月16日	4,430	1,476	41.79
3	4月28日	4,350	1,450	41.04
4	5月12日	4,540	1,513	42.04
5	5月21日	4,760	1,586	42.88
6	5月30日	4,630	1,543	40.97
7	6月17日	4,680	1,560	39.33
8	6月30日	4,730	1,576	39.75
9	7月11日	4,850	1,616	40.76
10	7月23日	4,990	1,663	42.29
11	8月10日	4,700	1,566	40.52
12	8月25日	4,900	1,633	42.24
13	9月16日	4,720	1,573	40.00
14	9月29日	4,820	1,606	40.85
15	10月12日	4,720	1,573	41.04
16	10月23日	4,980	1,660	41.16
17	10月31日	4,940	1,646	40.83
18	11月12日	4,590	1,530	38.57
19	11月25日	4,680	1,560	39.66
20	12月6日	4,740	1,580	40.17
21	12月18日	4,830	1,610	39.59
22	12月27日	4,630	1,543	37.95
23	1月7日	4,760	1,586	39.02
24	1月31日	2,584	861	19.00
25	2月12日	4,660	1,553	38.51
26	2月26日	4,830	1,610	40.25
27	3月7日	4,700	1,566	39.17
28	3月21日	4,980	1,660	39.52
	合計	129,984	43,319	1111.08

政務調査員B使用車				
	日付	金額	按分後の額 按分率1/3	給油量
1	4月16日	2,470	823	22.45
2	4月28日	3,000	1,000	27.27
3	5月10日	4,000	1,333	36.36
4	5月27日	3,571	1,190	31.60
5	5月30日	3,182	1,060	28.16
6	6月15日	3,792	1,264	31.60
7	6月30日	4,338	1,446	36.15
8	7月14日	4,220	1,406	35.17
9	8月1日	4,474	1,491	37.60
10	8月14日	4,000	1,333	33.90
11	8月26日	4,000	1,333	33.90
12	9月10日	4,000	1,333	33.33
13	9月27日	4,000	1,333	33.61
14	10月14日	4,000	1,333	33.06
15	10月28日	4,000	1,333	32.79
16	11月23日	2,835	945	21.00
17	12月12日	3,290	1,096	26.75
18	12月30日	4,690	1,563	36.93
19	1月12日	3,294	1,098	27.00
20	1月29日	2,300	766	18.85
21	2月16日	4,000	1,333	32.26
22	3月5日	3,907	1,302	30.05
23	3月19日	4,230	1,410	32.29
	合計	85,593	28,524	712.08

	金額	按分額	給油量
本人A	145,176	48,390	1084.98
本人B	21,721	7,239	183.90
調査員A	129,984	43,319	1111.08
調査員B	85,593	28,524	712.08
総合計	382,474	127,472	3092.04
違法支出額 本人A+調査員2名分		120,233	

	日付	金額	按分後の額 按分率2/3 (一部1/2)	給油量
1	4月18日	5,000	3,333	49.10
2	5月10日	8,494	10,826	68.50
3	5月21日	7,747		61.00
4	6月8日	3,000	10,989	22.55
5	6月15日	4,948		36.65
6	6月30日	8,537		64.19
7	7月24日	8,435	5,623	69.14
8	8月24日	6,540	4,360	50.31
9	9月6日	4,000	9,332	30.53
10	9月17日	5,000		38.16
11	9月25日	5,000		38.16
12	10月5日	5,000	13,399	39.68
13	10月15日	6,000		45.11
14	10月22日	9,100		70.00
15	11月14日	5,524	9,004	40.62
16	11月29日	7,983		61.41
17	12月12日	9,547	6,364	70.20
18	1月3日	9,819	7,279	70.48
19	1月31日	4,740		33.86
20				
	合計	124,414	80,509	959.65

Q議員のガソリン代

別紙4

Q議員本人使用分				
	日付	金額	按分後の額 按分率2/3	給油量
1	H28.4.4	3,410	2,273	不明
2	H28.4.30	18,076	12,050	不明
3	H28.5.31	13,407	8,938	不明
4	H28.6.30	25,205	16,803	不明
5	H28.7.31	20,408	13,605	不明
6	H28.8.31	21,241	14,160	不明
7	H28.8.26	7,932	5,288	不明
8	H28.9.30	14,841	9,894	不明
9	H28.10.31	19,258	12,838	不明
10	H28.11.30	25,541	17,027	不明
11	H28.12.31	26,203	17,468	不明
12	H29.1.31	10,812	7,208	不明
13	H28.2.28	17,622	11,748	不明
14			0	
15			0	
16			0	
17			0	
	合計	223,956	149,300	

補職員使用分				
	日付	金額	按分後の額 按分率2/3	給油量
1	H28.4.21	4,223	2,815	不明
2	H28.5.28	4,562	3,041	不明
3	H28.6.30	4,331	2,887	不明
4	H28.8.23	8,593	5,728	不明
5	H28.9.17	4,308	2,872	不明
6	H28.10.19	4,720	3,146	不明
7	H28.11.25	4,199	2,799	不明
8	H28.12.24	3,344	2,229	不明
9	H29.1.16	4,951	3,300	不明
10	H29.2.10	4,505	3,003	不明
11			0	
12			0	
13			0	
14			0	
15			0	
16			0	
17			0	
	合計	47,736	31,820	

按分後の額の総合計	181,120
-----------	---------

I 議員のガソリン代

議員本人使用分					補助職員使用2台分				
	日付	金額	按分後の額 按分率2/3 (一部1/2)	給油量		日付	金額	按分後の額 按分率1/3	給油量
1	3月分	25,859	17,239	208.20	1	3月分	16,270	5,423	131.01
2	4月分				2	4月分			
3	5月分	24,383	16,255	196.33	3	5月分	14,283	4,761	115.00
4	6月分	20,563	13,708	160.00	4	6月分	19,984	6,661	155.50
5	7月分	15,988	10,658	124.41	5	7月分	14,548	4,849	113.20
6	8月分	24,296	16,197	189.05	6	8月分	21,038	7,012	163.71
7	9月分	22,491	14,994	175.00	7	9月分	15,284	5,094	118.93
8	10月分	21,882	14,588	170.28	8	10月分	9,728	3,242	75.70
9	11月分	20,869	13,912	162.38	9	11月分	14,908	4,969	116.00
10	12月分	26,174	13,087	201.19	10	12月分	14,228	4,742	109.28
11	1月分	17,946	8,973	134.00	11	1月分	9,776	3,258	73.00
12	2月分	7,232	4,821	54.00	12	2月分	5,491	1,830	41.00
13	2月分	11,851	7,900	88.50	13	2月分	7,649	2,549	57.13
14			0		14				
15			0		15				
16			0		16				
17			0		17				
	合計	239,534	152,332	1863.34		合計	163,187	54,390	1269.46

リッター10kmとした場合の走行距離
1万8633.4km
その3分の2
1万2422.2km

リッター10kmとした場合の走行距離
1万2694.6km
その3分の1
4231.5km

自動車リース代に関する違法支出

会派	氏名	総支出額	27万円を 超える部分
T会派	F議員	357,695	87,695
	G議員	563,096	293,096
	H議員	312,747	42,747
	R議員	265,575	
	I議員	544,712	274,712
	J議員	484,030	214,030
	C議員	157,016	
	E議員	147,312	
U会派	K議員	489,600	219,600
	L議員	494,400	224,400
	M議員	306,720	36,720
	D議員	208,800	
V会派	N議員	302,400	32,400
	S議員	250,128	
	合計	4,884,231	1,425,400

ガソリン代に関する違法支出

会派	氏名	違法支出額
T会派	O議員	120,233
	P議員	80,509
	Q議員	181,120
T会派	I議員	54,390
	合計	436,252

総合計	5,320,483
-----	-----------

- 注1 請求書の内容は、平成30年1月9日付で提出された「追加分」並びに平成30年1月16日及び同年1月24日付で提出された「補正書」の内容を反映させた。
- 2 請求人の氏名等は略した。
 - 3 プライバシー保護の観点から、個人名等は記号化した。
 - 4 見出し符号は、本文に合わせた。

(事実を証する書面は記載省略)

第2 監査委員の除斥

香月耕治監査委員及び福島司監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、本件監査に当たっては、除斥とした。

第3 要件審査

請求人は、平成28年度政務活動費の支出について、違法・不当な公金支出の有無を監査し、北九州市長（以下「市長」という。）に対して、関係会派に違法・不当な支出の全額の返還を命じる勧告を求めていることから、市長が関係会派に対し不当利得返還請求権を行使していないという、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」についての監査を求めているものと認められる。

また、地方自治法第242条第2項は、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができないと規定しているが、怠る事実については、不作為としての性質上、これを制限しないものとされており（最高裁判所昭和53年6月23日判決）、1年の期間制限を適用すべきではないと判断される。

第4 監査請求の受理

地方自治法第242条第1項に定める要件を満たしていることから、平成29年12月27日、監査請求の受理を決定した。

第5 政務活動費制度の概要

1 政務活動費制度の経緯、現状等

（1）制度制定前の市政調査研究費

北九州市議会議員の市政に関する調査研究に資するため、「北九州市議会における各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則」に基づき、市政調査研究費を交付していた。

（2）政務調査費及び政務活動費の法制化

ア 政務調査費

平成12年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成12年法律第89号）が成立し、地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。

これは地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大するなかで、地方議会が担う役割はますます重要なものとなり、

地方分権の進展に対応した議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であることから、議会における会派等に対する調査研究費の助成の制度が創設されたものである。

北九州市（以下「本市」という。）では、この地方自治法改正を受け「北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例（平成13年北九州市条例第2号）」及び「北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年北九州市規則第25号）」が平成13年4月1日から施行された。

イ 政務活動費

平成24年8月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成24年法律第72号）が成立し、「政務調査費」は「政務活動費」と名称変更され、交付目的も「調査研究に資するため」から「調査研究その他の活動に資するため」と改められ、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定める」とされた。

本市では、この改正を受け「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」及び「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則」が平成25年3月1日から施行された。

これらの改正の結果、政務活動費の交付の対象は改正前の政務調査費の交付の対象であった調査研究活動に加え、費用弁償の対象となる議会活動を除く会派・議員としての活動に拡大され、「市政に関する要請及び陳情の活動」、「住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動」、「政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等に参加する活動」なども交付の対象となった。

なお、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動等は改正前と同様に交付の対象外である。

(3) 運用マニュアルの制定

北九州市議会は、政務調査費に関する市民の関心が高まりを見せていることなどから、より適正な執行を図るため、北九州市議会内での自主的な規制として、「政務調査費使途基準の運用マニュアル」を定め、平成23年4月1日からこれを適用することとした。

さらに、地方自治法等の改正により、交付の対象が調査研究活動だけでなく、「市政に関する要請及び陳情の活動」、「政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等に参加する活動」などに拡大されたことにあわせて「政務活動費使途基準の運用マニュアル」（平成25年3月1日施行。以下「運用マニュアル」という。）に改訂し、運用

している。

(4) 制度運用向上に向けた取組

北九州市議会においては、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）及び当該支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）は、情報公開請求制度によらず、北九州市議会事務局（以下「市議会事務局」という。）での簡易な手続きで閲覧できるよう、平成13年度分の収支報告書から常時閲覧の方法により公開している。

なお、政務調査費の支出については、使途の透明化を図るため、平成19年度分からは5万円以上の支出に係る領収書等の写しの添付を義務付け、平成23年度分からは全ての領収書等の写しの添付を義務付けて、閲覧の方法による公開の対象としている。

2 政務活動費の関連法令等

(1) 地方自治法

地方自治法第100条第14項及び第15項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とされており、「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされている。

(2) 北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）

ア 交付対象

北九州市議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。）に対して、交付する。

イ 交付額

政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に35万円を乗じて得た額を毎月交付する。

ウ 政務活動費を充てることのできる経費の範囲

条例第4条第1項では、「市長は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請及び陳情の活動等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るための活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付するもの」とされ、その経費の範囲は以下のとおりである。

(ア) 調査研究費

市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

(イ) 研修費

政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費

(ウ) 広報費

政務活動及び市政について住民へ報告し、及び広報するために要する経費

(エ) 広聴費

住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住
民相談等の活動に要する経費

(オ) 要請・陳情活動費

市政に関する要請及び陳情の活動を行うために要する経費

(カ) 会議費

政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見
交換会等への参加に要する経費

(キ) 資料作成費

政務活動のために必要な資料の作成に要する経費

(ク) 資料購入費

政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(ケ) 人件費

政務活動を補助する職員の雇用に要する経費

(コ) 事務所費

政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

エ 経理責任者

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

オ 政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出

政務活動費の交付を受けた会派は、経理責任者に収支報告書を作成させ、当該収支報告書に当該支出に係る領収書等の写しを添えて議長及び市長に提出させなければならない。

カ 返還

条例第7条第1項では、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、期限を定めて、当該残余の額に相当する額の返還を会派

に命ずることができる。」と規定されている。

(3) 北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

ア 交付額の確定

規則第6条では、「市長は、条例第6条第2項又は第3項の規定により収支報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき政務活動費の額を確定し、(中略)議長を経由して当該会派又は当該会派の経理責任者であった者に通知するもの」とされている。

イ 会計帳簿等の整理保存

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の経理について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿及び証拠書類を、交付を受けた政務活動費に係る収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(4) 運用マニュアル

ア 政務活動費の基本指針

(ア) 使途・支出について

- ① 市政に関する政務活動のために必要な活動であること
- ② 活動内容が条例の使途基準に合致していること
- ③ 政務活動に要した経費が社会通念上適切であること
- ④ 支出について説明ができるよう必要書類等を整備していること

(イ) 実費弁償の原則

政務活動は、社会通念上、妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、活動に要した費用の実費を支出することを原則とするとしている。

(ウ) 按分による支出

議員活動は、多くの活動が渾然一体となっていて行われており、それらを明確に区分することは困難な場合が考えられるため、政務活動に要した時間や面積の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法であるとしている。

ただし、上記の方法などで按分することが困難な場合は、全活動要素の数（政務活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等）を分母とし、政務活動（調査研究その他の活動）を分子として、活動全体にかかった総額に乗じて算定して得られた額を上限として按分する方法がある。

イ 政務活動費の支出が不適切な事例について

- 不適切な事例として、①交際を目的とする活動、②政党本来の活動、③選挙活動、④後援会活動、⑤私的活動、⑥政務活動費の対象外となる活

動（費用弁償の対象となる経費）、⑦経費の二重支出（公務などで旅費等が支給される場合、いかなる理由があっても、政務活動費から旅費等の経費を別途支出することはできない。）を挙げている。

ウ 複数の経費区分に関連する基礎的経費の考え方

複数の経費区分に関連する項目として「公共交通機関の運賃等」、「車の燃料代」、「有料道路代及び駐車料金等」、「車に関わる経費」及び「旅費」が挙げられており、これらの項目を政務活動費として支出することの可否、支出の内容を証する方法、支出額の算出方法などが定められている。

なお、複数の経費区分に属する経費で、それぞれの内訳が明確に算定できない場合は、主たる用途に合算して計上できるとされている。

エ 項目別指針

条例に定める政務活動費を充てることのできる経費の範囲として掲げられている10項目について、具体的な取扱いを定めている。

第6 監査の実施

本件住民監査請求については、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

北九州市議会の各会派における政務活動費の支出に関しては、条例及び規則に充てることのできる経費の範囲等が、運用マニュアルにその留意事項が定められている。

したがって、請求人の主張について、各会派の政務活動費の支出がこの条例、規則及び運用マニュアルに準拠しているか否かを監査することとなる。

そこで、本件住民監査請求に基づく監査においては、政務活動の有無、政務活動費の支出内容や算出方法について条例、規則及び運用マニュアルに違反していると認められるものはないかを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

市議会事務局

3 監査の方法

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

市議会事務局に対して、請求人の主張に対する説明に関する資料、平成28年度政務活動費交付に係る一連の事跡の提出を要求し、その書類審査を行うとともに、関係職員の陳述を求めた。

さらに、関係会派の政務活動費に関する経理責任者等に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づき関係人調査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成30年1月24日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、陳述のみ行い、新たな証拠の提出はなかった。また、その際、地方自治法第242条第7項の規定により、市議会事務局の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 今回は、自動車のリース代、ガソリン代に焦点を当てて監査請求を行った。
- ・ 政務調査費時代の支出に関する判決であるが、自動車リースに関して、名古屋高等裁判所が、政務調査費に必要な支出とは認められないとの判断を下し、最高裁判所でも上告が受理されずに確定している。北九州市も、自動車リース代と政務活動との関連性に関して不確定な部分が多いので禁じるべきである。
- ・ 自動車リース代の支出が必要だとしても、一定の上限がある。議員活動にしか使わないという形で7人乗り4WD車をリースし、リース料も年間総額56万円と非常に高額となっているが、議員活動として7人乗り4WD車を常態的にリースする必要はなく、きちっと上限を区切る必要がある。議員の中には、おそらく軽自動車と思われる車で、27万円以下のリース代で活動している方もいるので、56万円もかかるような高級車をリースするのは問題である。
- ・ ガソリン代については、補助職員が使ったガソリン代を政務活動費から支出する議員がいる。補助職員が使ったガソリン代は、何月何日に何処何処に補助職員に行ってもらったからその日のガソリン代という形で支出するならまだいいが、補助職員が全般的に使ったガソリン代の3分の1を政務活動しているから出すという出し方は明らかにおかしい。
- ・ 特に重要なのは、ある議員は補助職員が使ったガソリン代の3分の2を政務活動費から支出しているが、ということは補助職員に政務活動専用車を持たせているのか。補助職員が、政務活動のためだけの車を1台用意するというのは、通常考えられないので、監査委員に調べていただきたい。
- ・ リース代もガソリン代も公金であるということで、納税者の視点で、監査をお願いしたい。
- ・ 監査委員は、事務的に監査するだけでなく、支出の仕方について、その中の背景、今の世相も踏まえて監査をしてもらいたい。

5 市議会事務局から提出された書類の審査及び関係職員の陳述の聴取

(1) 書類の審査

ア 提出書類

「政務活動費制度」、「請求人の主張に対する説明・意見等」、「政務活動費交付に係る一連の事跡」及び「その他政務活動費交付に関する説明資料」が提出された。

イ 市議会事務局による審査の内容等

提出書類をもとに以下のことが確認された。

市議会事務局は、政務活動費の支出の審査に当たっては、市長の権限に属する事務を補助執行する立場で、会派から提出された収支報告書等について、条例及び規則に反することが「明らかにうかがえるか否か」や記載の不備、あるいは計算ミスの有無などの外形的な審査を行っている。

また、北九州市議会が自主的に策定した「運用マニュアル」に照らして、執行されているかについても、併せて確認している。

ウ 平成28年度政務活動費の状況

(ア) 平成28年4月1日に、9つの会派の代表者名で、所属議員名を添付した政務活動費交付申請書が議長を經由して市長に提出されている。同日付で、当該申請に基づき、会派の所属議員数に35万円を乗じた額を1ヶ月分として、交付申請期間（平成28年4月1日から平成29年2月9日まで※2月はその月の日数を基礎として日割り計算をした額）の総額220,362,500円を交付する旨の決定がなされ、同日付で各会派代表者にそれぞれ通知された。

平成28年10月13日に「維新の会北九州議員団」より、会派の代表者の変更に伴う政務活動費交付申請書が議長を經由して市長に提出されている。同日付で会派の代表者に通知された。

平成28年10月21日に「みんなの北九州 北九州市議会議員団」より、会派の代表者の変更及び会派の名称変更に伴う政務活動費交付申請書が議長を經由して市長に提出されている。同日付で会派の代表者に通知された。

平成28年11月1日付で「維新の会北九州市議団」から「日本維新の会北九州市議団」に会派の名称変更に伴う政務活動費交付申請が、「地域の声北九州」及び「無所属の会」から会派所属議員数の変更に伴う政務活動費変更交付申請がそれぞれ議長を經由して市長に提出されている。当該申請に基づき、会派の所属議員数に35万円を乗じた額を1ヶ月分として、交付申請期間（平成28年4月1日から平成29年2月9日ま

で※2月はその月の日数を基礎として日割り計算をした額)の額を変更した交付額「地域の声北九州」4,775,000円、「無所属の会」6,062,500円を交付する旨の変更決定がなされ、同日付で会派の代表者に通知された。

(イ)平成29年2月20日までに8つの会派の代表者名で、所属議員を添付した政務活動費交付申請書が議長を經由して市長に提出されている。平成29年2月21日付で、当該申請に基づき、会派の所属議員数に35万円を乗じた額を1月分として、交付申請期間(平成29年2月10日から平成29年3月31日まで※2月はその月の日数を基礎として日割り計算をした額)の総額33,487,500円を交付する旨の決定がなされ、同日付で各会派代表者にそれぞれ通知された。

(ウ)政務活動費は、各会派の請求に基づき、毎月8日～10日に概算払いで各会派代表者の銀行口座に振り込まれている。

(エ)収支報告書等の提出については、各会派とも、平成29年4月28日に議長及び市長に提出している。収支報告書には、年間の収入額、政務活動費を充てることのできる経費の項目毎に区分した年間支出額と主な支出の内容、差引残額が記載されている。その際、全ての支出に係るものについては、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」に領収書等の写しを添付し、政務活動費を充てることのできる経費の項目、支出目的等を記載したものを提出している。

(オ)市議会事務局において収支報告書等の確認を行い、改選前については平成29年5月9日、改選後については、平成29年5月25日に交付金の額を確定し、同日付で各会派に政務活動費交付額の確定通知を行っている。

なお、改選前及び改選後について、それぞれ5会派に対し、政務活動費返還命令書を発し、戻入が確認されている。

(2) 関係職員の陳述の聴取

平成30年1月24日、関係職員として市議会事務局の職員から陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定により請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 政務活動費の支出の審査に当たっては、収支報告書等について、条例で定められた使途基準に反することが「明らかにうかがえるか否か」及び記載の不備など外形的な審査並びに運用マニュアルに照らして執行されているかも併せて確認しており、その際、平成21年12月17日の最高裁判決を踏まえ、「実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等

に立ち入った審査は予定されていない」との考えで行っている。

- ・ 各会派から使途に関し相談があれば、他都市の運用や裁判例なども参考にしながら情報提供を行うなどの対応をしている。
- ・ 監査請求の内容に対する意見については、提出書類の「請求人の主張に対する説明・意見等」（別紙1参照）のとおりである。
- ・ 平成28年度の請求対象となっている政務活動費の支出については、条例、規則はもちろん、市議会が自主的に定めた運用マニュアルにも従って支出されたものであり、条例上の使途基準に反することが「明らかにうかがえる」とは認められないと考えている。

6 関係人調査

(1) 関係人調査の方法

提出された書類の審査及び関係職員の陳述に加え、条例第5条で設置が義務付けられている各会派の政務活動費に関する経理責任者等に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

調査は、

①会派としての政務活動費に対する考え方

②請求人の個別事項に対する会派としての見解

等について、関係会派の経理責任者等からの聴き取りによる方法で行うとともに、規則第8条に定める会計帳簿の閲覧を行った。

なお、現在、存在しない会派については、当時の所属議員に聴き取りを行った。

(2) 聴取内容

ア 会派としての政務活動に対する考え方

- ・ 各会派とも政務活動費について、地方自治法、条例及び運用マニュアル等に沿って、厳格に運用を行っている。
- ・ またどの会派とも、今後、社会状況の変化等によっては、運用マニュアルの見直しが必要と考えている。

イ 個別の事項に対する会派としての見解

(ア) 自動車リース料への政務活動費の支出

a T会派（C議員、F議員、G議員、H議員、I議員、J議員、R議員）

- ・ 名古屋高裁判決の既判力は本市には及ばない。本市では車のリースを福岡地裁の判決で認められており、その判決に基づいて適切にリース料を政務活動費から支出している。
- ・ 会派として特に上限は設けていない。同じ政令市の中には年額80万円としているところもあるし、また上限を示していない自治体も多

くある。

b U会派（D議員、K議員、L議員、M議員）

- ・ 福岡地裁の判決で認められたことから、会派としてリース料を認め、会派のルールに基づいて政務活動費から支出している。
- ・ リース料の上限は決めていないが、社会通念上の常識の範囲内で車を決めている。

c V会派（N議員、S議員）

- ・ 本市の住民監査請求や裁判などの議論の経過や結論を参考にして、会派としてもリース料への政務活動費からの支出を認めている。
- ・ 上限について、会派としては定めていない。本市と類似の政令市には上限80万円を設定しているところもある。

d W会派、X会派、Y会派（E議員）

- ・ 福岡地裁の判決で認められており、その判決に基づいてリース料を政務活動費から支出している。

(イ) ガソリン代への政務活動費の支出

a T会派（I議員、O議員）

- ・ 運用マニュアルには、レギュラーでなければならないという記載はなく、使用した車のガソリン代を交通費として出すという考え方に基づいて行っている。
- ・ 車によっては当然ハイオクガソリンが基準であるものもある。
- ・ ガソリンの経済性は車種によっても異なり、ケースバイケースである。
- ・ 議員は市民から多くの陳情を受けており、1人ですべてを行うことは不可能である。そのため補助職員はその業務を代理し、市内を走り回って陳情案件を聞き、区役所等でその処理を行う。
- ・ この日頃の活動は出張ではなく、この活動のためのガソリン代を政務活動費から出すというのは適切な使い方である。
- ・ O議員には政務活動のための補助職員が2名存在する。
- ・ I議員の補助職員の走行距離について、補助職員が仮に年間200日間政務活動を行ったとして、1人の1日当たりの走行距離は約10kmとなる。これは当然の活動の範囲内と言える。

b V会派（Q議員）

- ・ Q議員の領収書に給油日等の記載がないことについては、月単位の請求に対し使用金額を支払うことにしているためである。その内訳については、会派に保管している資料にて確認している。なお、このような支払いをしている議員は他にもいる。

- ・ 領収書金額の一部を対象としていることについては、政務活動に使用する以外の車の利用分が含まれていたため、政務活動費の対象から外す必要があったためである。
 - ・ 補助職員は、主に市内や区内で議員本人が直ちに対応できない場合の現地視察や事務的な仕事など政務活動のために必要な活動について、議員本人に代わり対応している。その際に使用した車のガソリン代を政務活動費から支出することは問題がなく適法であると会派として判断している。
 - ・ 補助職員は、Q議員が用意した事務所の車を政務活動で使用していた。
- c W会派、X会派、Z会派（P議員）
- ・ 運用マニュアルには、車の燃料代について、燃料代の実費を支出すると記載されている。またハイオクガソリン使用を禁止するというような記載はなく、このガソリン代の使い方については、不当ではないと考えている。

ウ 会計帳簿の調製状況

規則第8条に定める会計帳簿を閲覧したところ、適正なものであった。

第7 監査の結果

1 基本的な考え方

政務活動費は、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化するため、地方自治法（以下「法」という。）に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派又は議員に対し交付するものであり、その交付対象、額や交付の方法、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定められている。

本市では、「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」が定められ、政務活動費の執行にあたっては、議会が自主的に定めた「政務活動費使途基準の運用マニュアル」に留意することとされている。

これまで、法改正前の政務調査費について多くの裁判例があるが、主な最高裁判決及び本市の政務調査費に係る判決は次のとおりである。

まず、平成21年12月17日最高裁判決では「政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正

な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」また、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

平成22年3月23日最高裁判決では、政務調査費に係る当該支出が、政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる一般的、外形的事実が認められる場合には、特段の事情のない限り、これを本件用途基準に合致しない違法なものとするのが相当であるとされている。

平成25年1月25日の最高裁判決においても、政務調査費について「議員として議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに合致しないものとすべきである。」と判示している。

また、本市「政務調査費返還請求住民訴訟事件」についての平成27年5月15日福岡地裁判決（以下「福岡地裁判決」という。）においては、法改正前の政務調査費についてであるが、「本件マニュアルは、法規範性を有するものではないが、市議会の会派のうち5名以上の議員が属する会派で構成する議会改革協議会において、本件用途基準の解釈等についてとりまとめられたものであるから、具体的な支出が本件用途基準に該当するか否かの判断に当たって参考にされるべきものであると解される。」と判示している。

以上、前記「第5 政務活動費制度の概要」にある「政務調査費」から「政務活動費」への制度移行の経緯も踏まえ、監査では本件政務活動費の支出について、条例、規則及び運用マニュアルに照らし、用途制限に違反することがうかがわれるものはないか、外形的に問題はないか、また、社会通念上逸脱したものではないかなどの観点から、その適合性を判断することとした。

2 監査委員の判断

請求人の主張する、「違法性・不当性ある各会派の平成28年度政務活動費の支出」については、それぞれの経費について、次のとおり判断する。

(1) 自動車リース料への政務活動費の支出（甲3の1～14、別紙1）

ア 自動車リース料への支出について

請求人は、運用マニュアルに、自動車リース料についての記載がなく、事実上の運用として自動車リース料への政務活動費の支出が行われている。

また、名古屋高裁判決により、自動車リース料が一般的に法の定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当するとは認め難いから、個別具体的な調査研究の内容と支出との関連性を明らかにし、その両者の関係から必要な支出と認められることが必要であるとされている。しかし、そのような関連性は明らかにされていないため、違法支出であると主張している。

自動車リース料については、福岡地裁判決において、「北九州市内においては、電車やバス等の公共交通機関がくまなく十分に発達しているとはいい難いことに鑑みれば、議員が、市民から陳情を受け、あるいは勉強会等に出席するために各地に赴くに際し、自動車を利用する必要性があることは容易に想定できるものであり(現に、本件マニュアルにおいても、合理的理由がある場合にはタクシー代の支出も許容されている。)、また、市政の調査研究活動のため各地に赴く回数が多くなればなるほど、自動車リース契約を活用して自動車を使用することは、タクシーを用いる場合よりも廉価となる場合が多いと考えられ、市政の調査研究活動のための交通手段の確保の方法として合理的なものといえることができる。したがって、市政の調査研究活動のため用いる自動車のリース契約に基づくリース料は、本件用途基準の研究研修費のうち、例示されている交通費に該当するものといえることができる。」と判示されている。平成29年8月30日さいたま地裁判決においても、政務活動費を自動車リース料に充てることは違法とされていない。

また、運用マニュアルに自動車リース料についての記載はないが、当該マニュアルにおいて「特に記載のないものに関しては、各会派の判断により、適正に運用すること」とされており、自動車リース料への支出は禁止されているわけではない。

そこで、自動車リース料について、適正に運用されているか検証するため、各会派から提出された収支報告書及び領収書又は支出の事実を証する書類の写しを確認したところ、支出目的が示され、これに応じた支出の事実を証する書類も添付されており、政務活動費の支出に用途制限違反があることが明らかにかがわれるような外形的事実は認められなかった。

なお、請求人が引用する名古屋高裁判決では、法改正前の「政務調査費」について、「政務調査費を充てることのできる経費の範囲については、現行法と異なり、条例の定めに従っていないのであるから、法の定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に限定される」と判示しており、本件における現行法の「政務活動費」の自動車リース料にも当然に適用されるものではない。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

イ 自動車リース料の上限について

請求人は、運用マニュアル交通費部分には「なお、運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」という記載があり、自動車リース料への支出にも当然に適用され、平均的な自動車での移動費用を超える部分が違法支出となり、また、福島県議会の「政務活動費の手引き」を参考として、上限年間25万円（消費税込27万円）を超える部分は違法支出であると主張している。

請求人の主張する運用マニュアル交通費部分の「運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」との記載は、「公共交通機関の運賃等」についてのものである。ただ、地方公共団体の事務処理に当たっては、法にあるように、能率的かつ効率的に処理されなければならないとの基本原則が存在する。この原則は、政務活動費にも適用されるが、車のリース使用については、福岡地裁判決において「タクシーを用いる場合よりも廉価となる場合が多いと考えられ、市政の調査研究活動のための交通手段の確保の方法として合理的なものといえることができる」とされている。

また、自動車リース料の上限については、請求人の主張する25万円は福島県議会の自主的な規制でしかない。その額が本市に必ずしもあてはまるものではない。関係人へ聴取したところ、他の政令市では年間上限額を定めていないところや年間80万円を上限としているところもあり、請求人の主張をもって、社会通念上、政務活動費の支出に用途制限違反があることが明らかにうかがわれるような一般的、外形的事実とまでは言えない。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

ウ リース契約終了後の自動車所有権について

請求人は、運用マニュアルで「私的な資産形成につながる経費」への支出を禁止しているため、リース契約終了後に自動車所有権を取得する契約となっていれば、そのような契約に基づくリース料金として支出された政務活動費は、違法支出であると主張している。

そこで、それぞれの自動車リース契約書を確認したところ、本件自動車リース契約の中に、契約終了後に自動車所有権を取得するとの契約が存在することは認められなかった。

(2) ガソリン代への政務活動費の支出

ア ハイオクガソリン車の使用について

請求人は、車の燃料代についても「運賃等は最も経済的な経路及び方法

によるものとし」という運用マニュアルの記載は当然に該当するので、レギュラーガソリン車を利用することができるにもかかわらず、ハイオクガソリン車を利用することは「最も経済的な…方法」から逸脱し、違法支出であると主張している。

請求人の主張する運用マニュアル交通費部分の「運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」の記載は、「公共交通機関の運賃等」についてのものである。運用マニュアルには、車の燃料代はその実費を支出するとされている。また、政令市の状況を調査したところ、ガソリンの種類についての制限はされていない。以上のことから、本件「ハイオクガソリン代」への支出が、社会通念上逸脱しているとまでは言えない。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

(ア) O議員の違法な燃料代の支出（甲4、別紙2）

請求人は、レギュラーガソリン車を利用することができるにもかかわらず、ハイオクガソリン車を利用しており、運用マニュアルの「最も経済的な…方法」という原則に違反しているため、違法支出であると主張している。

この主張については、上記アのとおり、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

(イ) P議員の違法な燃料代の支出（甲5、別紙3）

請求人は、P議員は、2台の自動車を保有しながら、そのうちハイオク車を議員としての活動に利用して、政務活動費を支出している。このガソリン代支出は、運用マニュアルの「最も経済的な…方法」とすべきという原則に違反しているため、違法支出であると主張している。

この主張については、上記アのとおり、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

イ 補助職員（政務調査員）の燃料代について

請求人は、運用マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限る」と規定されている。O議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独で出張しているが、このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白であり、違法支出であると主張している。

「補助職員の活動経費」については、運用マニュアルの「調査研究費」に「政務活動を補助するために必要な補助職員の活動経費（旅費、ガソリン代、駐車場代等）については、政務活動費から支出できる」と記載されている。

関係人へ聴取したところ、補助職員は議員の活動を補助するため、同行又は単独で、様々な業務を行っている。そのため、補助職員は常態的に自動車を使用して活動を行っており、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

また、請求人は、人件費としては1名分しか政務活動費から支出しておらず、1名しか補助職員を雇っていないにもかかわらず、2名分の燃料代を支出することは明らかに違法であると主張している。

しかし、補助職員の人件費を必ず政務活動費から支出しなければならないということではなく、補助職員の人件費を1名分しか政務活動費から支出していないことをもって、補助職員を1名しか雇っていない一般的、外形的事実とまでは言えない。

さらに、関係人へ聴取したところ、補助職員が2名おり、両名とも政務活動に携わっているとのことであった。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

ウ Q議員の違法な燃料代支出について（甲6、別紙4）

（ア）領収書の記載内容

請求人は、ガソリン代について、政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことを証する、給油日、レギュラー・ハイオクの種別、給油量の記載した資料を提出していない。しかも、領収書記載の金額の一部のみを対象として按分率をかけて政務活動費支出額を算出したものがあり、理由が記載されていない。よって、違法支出であると主張している。

車の燃料代については、運用マニュアルの「交通費」に「政務活動費に車を利用する場合には、その燃料代の実費（政務活動で使用した分に限る。）を支出することとします。したがって、車を政務活動に使用する場合は、原則として、その使用を明確にするため、政務活動で使用した分について、走行目的や走行距離などを記載した使用状況がわかる書類を作成・保管し、その書類に基づき支出する」と記載されている。

そこで、会派で保管されている、給油日、レギュラー・ハイオクの種別、給油量が記載された書類を確認した。そのうち、レギュラー・ハイオクの種別、給油量が確認できなかった2件については、給油日、金額及び用途が記載されており、使用状況は確認できた。

また、領収書記載の金額の一部のみを対象として按分率をかけて政務活動費支出額を算出したものについては、政務活動費として支出できない車番分及び選挙期間中の給油分を除外して按分率をかけたものであることが

確認できた。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

(イ) 補助職員の利用した車に対するガソリン代への違法支出

請求人は、運用マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限る」と規定されている。Q議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独で出張しているが、このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白であり、違法支出であると主張している。

この主張については、上記イのとおり、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

また、請求人は、補助職員が利用した車の燃料代の2/3を政務活動費から支出しているが、2/3という按分割合は私的活動に利用する自動車を別に保有している場合に認められる按分割合である。しかし、補助職員が、政務調査活動、その他の議員活動、及び、それら以外の活動のみに利用する自動車を、私的活動に利用する自動車と別に保有することなどあり得ないので、違法支出であると主張している。

そこで、関係人への聴取を行ったところ、補助職員は、議員が用意した自動車を使用して、政務活動とそれ以外の議員活動の補助業務を行っていたことが確認できた。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

エ I議員の違法な燃料代支出について（甲8、別紙5）

請求人は、運用マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限る」と規定されている。I議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独で出張しているが、このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白であり、違法支出であると主張している。

この主張については、上記イのとおり、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

また、請求人は、I議員と補助職員が利用した給油量は極めて多く、ガソリン1リットルあたりの走行距離を10kmとして計算すると、補助職員でも4231.5km（按分率3分の1）にも及ぶ。このような補助職員の単独出張に合理的理由などあり得ないので、違法支出であると主張する。

請求人の主張する走行距離は、補助職員使用2台分の年間分走行距離であり、議員の事務所と市役所との距離等を勘案すると、この距離をもって、

社会通念上、政務活動費の支出に用途制限違反があることが明らかにかがわれるような一般的、外形的事実とまでは言えない。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本市の政務活動費については、その制度制定の経緯等を踏まえ、条例や規則、さらには独自の運用マニュアルの策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところである。今回、自動車リース料やガソリン代への政務活動費の支出について、住民監査請求があり監査を行ったが、条例や規則、運用マニュアルに反するものはなかった。

一方、他の地方公共団体では、近年、政務活動費の不正受給事案が相次いで明らかとなる事態となるなど、より一層、その用途の適正性や透明性の確保に努める必要が生じている。

各会派においては政務活動費に対する市民の関心の高まりを踏まえ、その用途に疑念を持たれることのないよう、不断の見直しを行い、これまで以上に、その運用や執行の適正性の確保に努めるとともに、市議会事務局においても、よりの確な審査に努められたい。

請求人の主張に対する説明・意見等

請求の主旨	説明・意見等
<p>第1 違法性・不当性ある各会派の平成28年度 政務活動費の支出</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為があると認められるときに請求できるものである。</p> <p>そのため、議員による支出行為そのものは直接監査の対象とはならないところ、本件請求における請求人らの主張を善解すると、請求人らは、本市議会の会派が支出した平成28年度の政務活動費の一部が条例に定められた用途以外の用途に充てられているにもかかわらず、市長が当該会派に対し、不当利得の返還請求を怠っていることが違法・不当であると主張しているものと解される。</p> <p>ところで、本市における政務活動費については、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年北九州市条例第2号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成13年北九州市規則第25号。以下「規則」という。）が制定されており、政務活動費を充てることができる経費の範囲（用途）は条例第4条で定められている（以下、この経費の範囲（用途）を限定する定めを「用途基準」という。）。</p> <p>そして、平成21年12月17日最高裁判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とした上で、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め…執行</p>

請求の主旨	説明・意見等
	<p>機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。なお、法の改正により、平成25年から政務調査費から政務活動費に制度が変更されたが、上記趣旨が変更されるものではない。</p> <p>上記最高裁判決を踏まえると、各会派が支出した政務活動費の用途基準適合性を審査するに当たって、市長や監査委員は、各会派から提出された収支報告書並びに領収書及び支出の事実を証する書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の記載から、用途基準に反することが明らかにかがえるか否かを外形的に判断するしかなく、これを超えて、実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入った審査をすることは予定されていない。</p> <p>なお、本市議会では、政務活動費の適正な執行を図るため、「政務活動費用途基準の運用マニュアル」（平成25年3月1日施行。以下「運用マニュアル」という。）を策定している。</p> <p>これは、本市議会内での自主的な規制であって法規範性を有するものではないが、当時の議会改革協議会が、過去の判例や他都市の運用等を丁寧に調査分析して、法の規定に基づく条例の範囲内でとりまとめたものであるから、運用マニュアルに照らして問題のない支出は、基本的には用途基準にも合致しているものと考えられる。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>1 自動車リース料への政務活動費の支出について</p> <p>(1) 自動車リース料への支出はそもそも違法である</p> <p>北九州市議会の政務活動費使途基準の運用マニュアル（以下、単に「マニュアル」という）には、自動車リース料についての記載がなく、事実上の運用として自動車リース料への政務活動費の支出が行われている。</p> <p>しかしながら、自動車リース料への政務調査費の支出については、平成27年12月24日付名古屋高等裁判所判決（平成26年（行コ）第11号、甲1）により、「自動車リース料が一般的に法の定める『議員の調査研究に資するため必要な経費』に該当するとは認め難いから、これらの支出のうちから概括的に一定割合を法の定める『議員の調査研究に資するため必要な経費』に該当するものとして政務調査費をもって充てることは許されず、これらに政務調査費を充てるには、個別具体的な調査研究の内容と支出との関連性を明らかにし、その両者の関係から必要な支出と認められることが必要である」とされている（なお、本判決は、平成28年12月15日最高裁判決により確定している）。</p> <p>よって、本市においても自動車リース料へ政務活動費を支出する場合には、個別具体的な調査研究の内容と支出との関連性が明らかにされる必要がある。しかし、そのような関連性は明らかにされていない。</p> <p>したがって、平成28年度の政務活動費の支出のうち、別紙1記載の14名の議員が支出した自動車リース料合計488万4231円はすべて違法な支出である。</p>	<p>条例の使途基準では、「調査研究費」として「市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」の支出が認められている。本市は面積が広く、公共交通機関が網羅する範囲も限られているため、政務活動を行うための移動手段として自動車を利用する必要性が高い。また、リース契約を利用することは、議員がその任期中、自動車を確保する手段として適している。そして、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、政務活動を行うために利用した自動車のリース料として政務活動費を支出しており、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>本市政務調査費の訴訟（福岡地判平成27年5月15日）においても、「北九州市内においては、電車やバス等の公共交通機関がくまなく十分に発達しているとはいい難いことに鑑みれば、議員が、市民から陳情を受け、あるいは勉強会等に出席するために各地に赴くに際し、自動車を利用する必要があることは容易に想定できるものであり、また、市政の調査研究活動のため各地に赴く回数が多くなればなるほど、自動車リース契約を活用して自動車を使用することは、タクシーを用いる場合よりも廉価となる場合が多いと考えられ、市政の調査研究活動のための交通手段の確保の方法として合理的なものといえることができる。」と、本市の状況を前提に、本市政務調査費における自動車リースの支出の適合性を認めている。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、「特に記載のないものに関しては、各会派の判断により、適正に運用すること」となっているところ、当該会派は、運用マニュアルの按分の考え方（燃料代、事務所経費等）に従い、リースした自動車を私的活動にも使用する場合は1/3を上限に、私的活動には使用しない場合は「私的活動は別の車を使用」等と収支報告書等に記載して2/3を上限に政務活動費を支出していることから、何ら問題はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
	<p>請求人らは、「運用マニュアルには、自動車リース料についての記載がない」と主張するが、マニュアル策定にあたった議会改革協議会において、自動車リース料の支出については、最終的に意見が全会一致とならず、各会派の判断に委ねることとされたことから記載されなかったに過ぎず、記載がないからと言って支出を禁止しているものではない。</p> <p>また、請求人らは、名古屋高判平成 27 年 12 月 24 日を引用しているが、当該判決は、あくまで愛知県議会の個別の事情を前提とした事例判断に過ぎないし、また、そもそも政務調査費に関するものであって、現行の政務活動費と異なり、政務調査費を支出し得る経費の範囲が限定されていることを理由として判断したもの（甲第 1 号証 10～13 頁）であるから、政務活動費の支出が問題となっている本件において当然に当てはまるものではない。</p> <p>以上のとおり、自動車リース料の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにかがわれる」とは認められないから、市長が不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>(2) 自動車リース料の上限について</p> <p>原則論は(1)で述べたとおりであるが、仮に、個別具体的な調査研究の内容と平成28年度の自動車リース料に関する政務活動費の支出との関連性が明らかとされ、自動車リース料への政務活動費の支出が認められるとしても、その支出に関しては、当然に上限が存在する。</p> <p>すなわち、マニュアル3頁の交通費に関する部分には「なお、運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」という記載があり、自動車リース料への支出にも当然に運用される定めである。</p> <p>例えば、政務活動に使用する自動車がベンツのような外国製高級車である必要はなく、このような場合には、「運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」というマニュアルに違反し、ベンツを利用して移動した先で個別具体的な調査研究を行っていたとしても、平均的な自動車での移動費用を超える部分が違法支出となることは明らかである。</p> <p>そして、自動車リース料の上限を律する具体的な基準としては、福島県議会の「政務活動費の手引き」(甲2)17頁を参考として、年間リース料のうち政務活動費で充てることができる上限を年間25万円(消費税込27万円)とすることが適切である。北九州市議においてもC議員がリース車両としてハイゼットという軽自動車を選択し、リース料金を年額25万円(消費税込27万円)の範囲内に抑えている(甲3の12)。また、車種は不明ながらD議員やE議員も年額25万円(消費税込27万円)の範囲内にリース料を抑えている(甲3の13～14)。</p> <p>よって、年額25万円の範囲でも政務活動を行うことは十分に可能であり、以下の9名の議員が支出する自動車リース料のうち25万円(消費税込27万円)を超える部分である142万5400円は明らかに違法支出である。</p>	<p>自動車リース料の支出が条例の用途基準に合致していることは、上記1(1)に対する説明・意見等のとおりである。</p> <p>また、運用マニュアルは、公共交通機関を利用する場合の運賃について「運賃等は最も経済的な経路及び方法による」と規定する一方、自動車を利用する場合については「その燃料代の実費を支出する」と別に規定しており、公共交通機関を利用する場合の運賃の規定が、自動車リース料の支出にまで当然に適用されるものでないことは明らかである。</p> <p>なお、請求人らが引用する福島県議会の「政務活動費の手引き」は、福島県議会内での自主的な規制であって、法規範性を有するものではないから、福島県議会の自動車リース料の上限額が、本市に当然適用されるものではない。</p> <p>なお、本市運用マニュアルでは、「活動に要した費用の実費を支出することを原則とします。」として、「実費弁償の原則」が適用されるどころ、上限額を規定しているのは「事務所の備品・事務機器」についてのみで、「自動車リース料の上限を年間27万円(税込)」とは規定されていないことから、27万円(税込)を超える支出があったとしても直ちに違法となるものではない。</p> <p>以上のとおり、自動車リース料の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにかがわれる」とは認められないから、市長が不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>① F議員（プリウスα） リース総額357万6960円（60ヶ月） 平成28年度のリース料支出額 35万7695円 消費税込27万円を超える額8万7695円</p> <p>② G議員（ヴェルファイヤ4WD ハイブリッド） リース総額359万3520円（48ヶ月） 平成28年度のリース料支出額 56万3096円 消費税込27万円を超える額29万3096円</p> <p>特記事項 G議員の利用している車は7人乗りの4WD車である。政務活動のための移動で4WD車を利用する必要性はない（仮に、4WD車が必要となる辺境地に行くことがあっても、常時リースする必要性はない）。また、7人乗りである点も、明らかに「最も経済的な…方法」から逸脱している。</p> <p>③ H議員（レガシィ） リース総額280万5840円（59ヶ月） 平成28年度のリース料支出額 31万2747円 消費税込27万円を超える額4万2747円</p> <p>④ I議員（車種不明） リース総額286万0704円（36ヶ月） 平成28年度のリース料支出額 54万4712円 消費税込27万円を超える額27万4712円</p>	

請求の主旨	説明・意見等
<p>⑤ J議員（車種不明） リース総額236万9258円（35ヶ月） 平成28年度のリース料支出額 48万4030円 消費税込27万円を超える額21万4030円</p> <p>⑥ K議員（車種不明） リース総額 不明 平成28年度のリース料支出額 48万9600円 消費税込27万円を超える額21万9600円</p> <p>⑦ L議員（車種不明） リース総額 不明 平成28年度のリース料支出額 49万4400円 消費税込27万円を超える額22万4400円</p> <p>⑧ M議員（車種不明） リース総額 不明 平成28年度のリース料支出額 30万6720円 消費税込27万円を超える額3万6720円</p> <p>⑨ N議員（スぺーシア） リース総額226万8000円（60ヶ月） 平成28年度のリース料支出額 30万2400円 消費税込27万円を超える額3万2400円</p>	

請求の主旨	説明・意見等
<p>(3) リース契約終了後に自動車所有権を取得しないことが未確認である。</p> <p>甲2号証の福島県議会の「政務活動費の手引き」17頁においては、自動車「リース契約終了後に自動車所有権を取得しないことが必要である」と明記されている。これは、北九州市議会のマニュアルにおいても禁止されている「私的な資産形成につながる経費」への支出を禁止する規定であり、北九州市議会においても当然に妥当する。</p> <p>しかしながら、北九州市議会では、市民に公開されている政務活動費の領収書とその添付書類からはリース契約終了後に自動車所有権を取得しない契約となっているかどうかは明らかではない。</p> <p>よって、監査委員においては、この点を確認し、仮にリース契約終了後に自動車所有権を取得する契約となっていれば、そのような契約に基づくリース料金として支出された政務活動費は、違法支出として全額を返還させるべきである。</p>	<p>自動車リース料の支出が条例の用途基準に合致していることは、上記1(1)に対する説明・意見等のおりである。</p> <p>また、運用マニュアルにおいても「私的な資産形成につながる経費」の支出を禁止している。リース契約が直ちに契約終了後に所有権を取得する契約となるものではない。</p> <p>この点、請求人らは、福島県議会の「政務活動費の手引き」を基に「リース契約終了後に自動車所有権を取得する契約となっていれば、そのような契約に基づくリース料金として支出された政務活動費は、違法支出として全額を返還させるべきである」と主張する。</p> <p>しかし、福島県議会の「政務活動費の手引き」は、福島県議会内での自主的な規制であって、法規範性を有するものではないから、本市には適用されない。</p> <p>以上のおり、自動車のリース料の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにかがわれる」とは認められないから、市長が不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>2 ガソリン代への政務活動費の支出について</p> <p>(1) ガソリン代の上限について</p> <p>マニュアルにおいて、車の燃料代については「実費（政務活動で使用した分に限る）を支出する」と定められている。そして、車の燃料代についても「運賃等は最も経済的な経路及び方法によるものとし」というマニュアルの記載は当然に該当する。</p> <p>よって、レギュラーガソリン車を利用することができるにもかかわらず、ハイオクガソリン車を利用することは「最も経済的な…方法」から逸脱し、その燃料代支出は違法となる。</p> <p>(2) O議員の違法な燃料代支出（甲4、別紙2）</p> <p>ア ハイオクガソリン代について違法</p> <p>O議員は、2台の自動車を政務活動に利用して、それぞれの燃料代の1/3を政務活動費から支出している。そして、そのうち1台の車はいわゆるハイオク車であり、もう1台の車はいわゆるレギュラー車である。すなわち、O議員はレギュラー車を利用することができるにもかかわらず、ハイオク車を利用しており、マニュアルの「最も経済的な…方法」とすべきという原則に違反している。よって、O議員が政務活動費から支出したハイオクガソリン代については4万8390円全額が違法支出となる。</p> <p>(3) P議員の違法な燃料代支出（甲5、別紙3）</p> <p>P議員は、2台の自動車を保有しながら、そのうちいわゆるハイオク車を議員としての活動に利用して、そのガソリン代の2/3に政務活動費を支出している。このガソリン代支出は、マニュアルの「最も経済的な…方法」とすべきという原則に違反している。よって、P議員が政務活動費から支出したハイオクガソリン代については8万0509円全額が違法支出となる。</p>	<p>条例の使途基準では、「調査研究費」として「市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、政務活動を行うために利用した自動車にかかるガソリン代として政務活動費を支出しているから、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、「政務活動に車を利用する場合には、その燃料代の実費を支出すること」との規定どおり、レギュラーガソリン車を利用した場合でも、ハイオクガソリン車を利用した場合でも、使用した自動車のガソリン代の実費を支出していることから、何ら問題はない。</p> <p>この点、請求人らは、運用マニュアルにおいて「運賃等は最も経済的な経路及び方法による」と規定されているから、ハイオク車を利用し、そのガソリン代を支出することは違法であると主張する。しかし、この規定は、公共交通機関を利用する場合の運賃について規定したものであり、自動車を利用した場合の燃料代に適用されるものではない。</p> <p>以上のとおり、O議員及びP議員のガソリン代の支出について、条例の使途基準に反することが「明らかにかがわれる」とは認められないから、市長が不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>(2) ○議員の違法な燃料代支出（甲4、別紙2） イ 補助職員（政務調査員）の燃料代についての違法</p> <p>また、○議員は、2名の政務調査員が利用した車の燃料代の1/3を政務活動費から支出している。しかし、マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限ることとします」と規定されている。○議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独に出張している（議員と一緒に出張であれば、議員の車に同乗するはずであり、別個に燃料代を支出している以上、単独出張のはずである。仮に、議員と補助職員が別々の車を利用して一緒に出張しているのであれば、別々の車を利用する合理的理由がなければ、補助職員の燃料代への政務活動費の支出はやはり違法となる）。このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白であり、○議員の補助職員の燃料代については、政務調査員Aについての支出4万3319円と、政務調査員Bについての支出2万8524円の全額が違法支出となる。</p> <p>さらには、○議員は平成28年度のほとんどの期間において、人件費としては1名分しか政務活動費から支出していない。にもかかわらず、○議員は、同年度の全期間を通じて政務調査員Aの使用車の燃料代と、政務調査員Bの使用車の燃料代を政務活動費から支出している。1名しか補助職員を雇っていないにもかかわらず、2名分の燃料代を支出することは明らかに違法である。</p>	<p>ガソリン代の支出が条例の用途基準に合致していることは、上記2(1)に対する説明・意見等のおりである。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、「政務活動を補助するために必要な補助職員の活動経費（旅費、ガソリン代、駐車場代等）については、政務活動費から支出できる」との規定どおり、政務活動を補助するために補助職員が使用した自動車のガソリン代を支出しているから、何ら問題はない。</p> <p>この点、請求人らは、補助職員が使用した自動車のガソリン代の支出が、運用マニュアルの「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限る」とした規定に違反すると主張する。運用マニュアルで制限しているのは、補助職員の単独「出張」や議員の同行「出張」であり、政務活動を補助するための補助職員の日常の活動経費（例えば、補助職員が自動車を利用して、住民からの相談や陳情等の連絡、銀行振込み、物品購入等）の支出まで禁じたものではない。</p> <p>また、請求人らは、政務活動費から補助職員の人件費を1名分しか支出していないことをもって、補助職員を1名しか雇っていないにもかかわらず2名分の燃料代を支出しているとも主張する。</p> <p>しかし、複数の補助職員を雇っている場合に、全ての補助職員の人件費を政務活動費から支出しなければならぬわけではないから、政務活動費で1名分の人件費しか支出していないからといって、補助職員を1名しか雇っていないとは言えない。その他の補助職員は私費で雇ったり、ボランティアで活動したりしている可能性も十分あり、そのような補助職員の活動経費についても、政務活動費から支出可能である。</p> <p>以上のとおり、○議員の補助職員のガソリン代の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>(4) Q議員の違法な燃料代支出(甲6、別紙4) ア 領収書に給油日、レギュラー・ハイオクの種別、給油量の記載がない</p> <p>Q議員提出の政務活動費領収書等の写しの添付用紙には、領収書が添付されているが、その領収書には、レギュラー・ハイオクの種別も給油量の記載も存在しない。通常、ガソリンの給油においては日付、レギュラー・ハイオクの種別、給油量、及び、金額がレシートに機械的に記載されるはずであり、わざわざ手書きの領収書を作成する必要性はない。市民感覚では、わざわざ手間のかかる手書きの領収書を作成すること自体が不自然である。具体的な給油の日付や、レギュラー・ハイオクの種別、給油量を市民から隠しているのではないかとの疑いを抱かれて当然である。また、給油量の記載がなければ何リットルの給油に対する代金支払いなのかも不明であり、給油量の記載の無い領収書は領収書としても不十分である。</p> <p>しかも、Q議員は11月分と1月分の補助職員のガソリン代と、12月分と1月分の議員本人のガソリン代について、領収書記載の金額の一部のみを対象として按分率をかけて政務活動費支出額を算出している。しかし、なぜ領収書記載の全額ではなく一部のみを対象としているのか何ら理由が記載されていない。これでは領収書が、政務活動費支出額の正当性を証する資料として意味をなさない。</p> <p>以上の次第であり、Q議員はガソリン代について、政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出しておらず、正当な政務活動費の支出であると認めることはできない。よって、Q議員の支出したガソリン代は18万1120円全額が違法である。</p>	<p>ガソリン代の支出が条例の用途基準に合致していることは、上記2(1)に対する説明・意見等のおりである。</p> <p>また、政務活動費の交付を受けた会派は、収支報告書に当該支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写しを添えて、議長及び市長に提出することとされているところ(条例第6条第1項)、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、政務活動を行うために利用した自動車にかかる月締めガソリン代の領収書が提出されたものであり、条例上の不備はない。</p> <p>さらに、運用マニュアルに照らしても、「政務活動に車を利用する場合には、その燃料代の実費(政務活動で使用した分に限り)を支出する」及び「政務活動の基本指針の按分による支出の考え方に基づき、使用実態に合わせて按分し、実費相当分を支出する」との規定どおり、当該会派は、政務活動以外の経費が含まれる場合はそれらを除く処理をしているとともに、使用実態に合わせて按分(2/3)し、いずれも政務活動を行うために利用した自動車のガソリン代の実費のみを支出していることから、何ら問題はない。</p> <p>なお、請求人らは、領収書に給油量の記載がないことや、領収書記載金額の一部のみを対象として按分した理由の記載がないことを問題視しているが、当該会派から提出された1月分の収支報告書等の記載によれば、「1717の車番4505円」、「1121の車番の合計24764円-7142円(選挙期間中給油分除く)」などと記載されていることから、当該会派で保管しているその他の証拠書類等をもとに、政務活動と政務活動以外の経費を明確に区別して処理されていることがうかがえる。</p> <p>以上のとおり、Q議員のガソリン代の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにかがわれる」とは認められないから、市長が不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>イ 補助職員の利用した車に対するガソリン代への違法支出</p> <p>Q議員は、補助職員が利用した車の燃料代の2/3を政務活動費から支出している。しかし、マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限ることとします」と規定されている。Q議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独で出張しているところ（議員と一緒に出張であれば、議員の車に同乗するはずであり、別個に燃料代を支出している以上、単独出張のはずである。仮に、議員と補助職員が別々の車を利用して一緒に出張しているのであれば、別々の車を利用する合理的理由がなければ、補助職員の燃料代への政務活動費の支出はやはり違法となる）、このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白であり、Q議員が支出した補助職員の燃料代3万1820円は、この点からも違法支出である。</p> <p>また、Q議員は補助職員が利用した車の燃料代の2/3を政務活動費から支出しているが、2/3という按分割合は私的活動に利用する自動車を別に保有している場合に認められる按分割合である。しかし、補助職員が私的活動に利用する自動車を別に保有しているという記載はどこにも無い。</p> <p>さらには、市議会議員でない補助職員が、政務調査活動、その他の議員活動、及び、それら以外の活動のみに利用する自動車を、私的活動に利用する自動車と別に保有することなどあり得ない。仮にそのような極めて珍しい事態が事実であるなら、具体的な事情を市民に明らかにすべきであるにもかかわらず、Q議員は事情を秘匿している。</p> <p>この点からも、Q議員のこの支出は違法である。</p>	<p>ガソリン代の支出が条例の用途基準に合致していることは、上記2(1)に対する説明・意見等のとおりである。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、当該会派は、「政務活動を補助するために必要な補助職員の活動経費（旅費、ガソリン代、駐車場代等）については、政務活動費から支出できる」との規定どおり、政務活動を補助するために補助職員が使用した車のガソリン代を支出しているから、何ら問題はない。</p> <p>この点、請求人らは、補助職員が使用した自動車のガソリン代の支出が、運用マニュアルの「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限る」とした規定に違反すると主張する。しかし、上記2(2)イに対する説明・意見等のとおり、運用マニュアルで制限しているのは、補助職員の単独「出張」や議員の同行「出張」であり、政務活動を補助するための補助職員の日常の活動経費（例えば、補助職員が自動車を利用して、住民からの相談や陳情等の連絡、銀行振込み、物品購入等）の支出まで禁じたものではない。</p> <p>また、按分についても、使用実態に応じて按分すればよく、按分理由を記載していないからといって、直ちにその支出が違法となるものではない。</p> <p>以上のとおり、Q議員の補助職員のガソリン代の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>(5) I 議員の違法な燃料代支出（甲 8、別紙 5）</p> <p>I 議員は、補助職員が利用した 2 台の車の燃料代の 1/3 を政務活動費から支出している。しかし、マニュアルには「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限ることとします」と規定されている。I 議員の補助職員は、常態的に自動車を利用して単独に出張しているところ（議員と一緒に出張であれば、議員の車に同乗するはずであり、別個に燃料代を支出している以上、単独出張のほずである。仮に、議員と補助職員が別々の車を利用して一緒に出張しているのであれば、別々の車を利用する合理的理由がなければ、補助職員の燃料代への政務活動費の支出はやはり違法となる）、このような常態的な単独出張に合理的理由が存在しないことは明白である。</p> <p>しかも、I 議員と補助職員が利用した給油量は極めて多い。ガソリン 1 リットルあたりの走行距離を 10 km として計算すると、I 議員自身が政務調査活動とその他の議員活動として走行した距離は 1 万 2 4 2 2. 2 km（按分率 3 分の 2）に及び、補助職員でも 4 2 3 1. 5 km（按分率 3 分の 1）にも及ぶ。両方を合計すると 1 万 6 6 5 3. 7 km となる。シルクロード（西安からローマまで）の距離が 1 万 5 0 0 0 km と言われているが、これだけの長距離出張を車で行う必要性などあり得ない。</p> <p>福岡県縦断（門司区役所から大牟田市役所まで）の走行距離を Google マップで調べたところ約 1 5 0 km となったが、補助職員の走行距離 4 2 3 1. 5 km だけで福岡県縦断を 1 4 往復した距離に相当する。このような補助職員の単独出張に合理的理由などあり得ない。</p> <p>以上の次第であり、I 議員が政務活動費から支出した補助職員使用 2 台分の燃料代 5 万 4 3 9 0 円は全額が違法支出である。</p>	<p>ガソリン代の支出が条例の用途基準に合致していることは、上記 2 (1) に対する説明・意見等のおりである。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、当該会派は、「政務活動を補助するために必要な補助職員の活動経費（旅費、ガソリン代、駐車場代等）については、政務活動費から支出できる」との規定どおり、政務活動を補助するために補助職員が使用した車のガソリン代を支出しているから、何ら問題はない。</p> <p>この点、請求人らは、補助職員が使用した自動車のガソリン代の支出が、運用マニュアルの「補助職員に出張を依頼する場合は、議員本人が出張することができない合理的理由がある場合に限る」とした規定に違反すると主張する。しかし、上記 2 (2) イに対する説明・意見等のおり、運用マニュアルで制限しているのは、補助職員の単独「出張」や議員の同行「出張」であり、政務活動を補助するための補助職員の日常の活動経費（例えば、補助職員が自動車を利用して、住民からの相談や陳情等の連絡、銀行振込み、物品購入等）の支出まで禁じたものではない。</p> <p>また、請求人らは、補助職員の給油量が極めて多いとも主張する。しかし、これは 2 名の補助職員が使用した自動車 2 台分の給油量であり、1 台当たりの給油量については、特に多い量とは言えない。</p> <p>以上のおり、I 議員の補助職員のガソリン代の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにかがわれる」とは認められないから、市長が不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>第2 北九州市の損害</p> <p>北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第7条によると、その年度において政務活動費に残余があるときは、市に返還されることとなっている。</p> <p>第1項でのべたような違法不当な政務活動費の支出により、本来、市に返還されるべき政務活動費の残余額が、別紙6のとおり532万0483円減少しており、同額の損害が市に発生している。</p> <p>よって、監査委員は、前述の支出について、違法・不当な点がないか監査を行うべきである。そして、監査により違法不当な点が明らかとなった場合は、北九州市長に対して、違法・不当な支出の全額の返還を会派に命ぜよとの勧告を行うべきである。</p> <p>なお、仙台高等裁判所の平成19年4月26日第2民事部判決（平成18年（行コ）第20号、甲7）は「議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである」と判示している。監査委員においては、この判決の趣旨に則って監査を行うべきである。</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。</p>	<p>以上のとおり、請求人らが条例の使途基準に反すると主張する政務活動費の支出は、いずれも法に基づく条例、規則はもちろん、運用マニュアルの規定にも従って適正に支出されたものであり、条例の使途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が各会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はなく、請求人らの主張にはいずれも理由がない。</p>